



**「令和7年台風第15号等に伴う災害に関する特別相談窓口」の開設について**

**1. 相談窓口の開設**

商工中金は、このたびの令和7年台風第15号等に伴う災害により被害を受けられた中小企業の方を対象とする「令和7年台風第15号等に伴う災害に関する特別相談窓口」を、2025年9月8日(月)、静岡支店、浜松支店、沼津支店に開設しました。

影響を受けられた中小企業の皆さまからのお借入のお申込み等に対して、懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

**○特別相談窓口開設店舗**

営業店名	住 所	電話番号
静岡支店	静岡県静岡市葵区追手町6-3	054-254-4131
浜松支店	静岡県浜松市中央区常盤町133-1	053-454-1521
沼津支店	静岡県沼津市米山町6-5 沼津商工会議所会館2階	055-920-5000

**2. 災害復旧資金の内容**

今般の災害に係るご融資の対応として、以下の通り商工中金独自の災害復旧資金の取扱いを行うとともに、既往貸付金の返済猶予についても、個々の被災事業者の実情に応じて弾力的な取扱いを行います。

資 金 使 途	令和7年台風第15号等に伴う災害により、被害を受けた皆さまが災害の復旧に伴い必要とする設備資金・運転資金
貸 出 金 額	限度の定めなし
貸 出 期 間 ( 据 置 期 間 )	(1) 設備資金20年(据置期間3年)以内 (2) 運転資金10年(据置期間3年)以内
貸 出 利 率	商工中金所定の利率

**3. 預金・債券顧客に対する便宜措置の実施**

通帳などを喪失した場合においても、本人確認のうえ預金等の払戻しに応ずる等の便宜措置を実施します。